

第 1 期計画の主な取り組み

【方針 1】幼児期の学校教育・保育の充実

◆質の高い教育・保育の実現

・乳幼児教育推進会議を設置し、公立・私立幼稚園、保育所(園)等が共同で研修を実施する先進的体制を構築しました。

・指導主事を配置し、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図りました。

・保育園・幼稚園の保育料について、市独自の基準により、上の子の年齢や世帯の所得にかかわらず、第 2 子半額・第 3 子以降は無償としました。令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、3 歳から 5 歳児クラスまでの保育料については無償化されました。

◆地域型保育事業の充実

満 3 歳未満の子どもを対象とする地域型保育事業所の整備を進めました。平成 29 年度 2 施設、平成 30 年度 12 施設、令和元年度 4 施設が開設し、合計 18 施設となりました。増加する保育ニーズへの対応ができ、令和元年 7 月に待機児童が解消されました。

◆保育士、幼稚園教諭確保のための取り組み

当市で働き始めた幼稚園教諭及び保育士に対し、家賃や奨学金返還の補助を実施し、保育士等の確保を図りました。

◆幼稚園・保育所(園)と小学校の連携

幼児期から小学校にかけての連続性と一貫性のある育ちと学びが重要であるため、幼保小連絡会の開催、相互に保育や授業を参観する機会の設定などを通じて、情報共有と相互理解を図りました。

【方針 2】子育てを地域全体で支える環境づくり

◆利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置）の拡充

3 か所の子育て支援センター（とまとびあ・親子ふれあい広場・子育てサポートルーム）に子育てコンシェルジュを配置し、悩みを抱える保護者に対し、相談、助言、情報提供を行いました。

平成 30 年度には、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、相談体制を強化しました。

◆“ホットスル”子ども相談センターの整備

平成 29 年度より、旧子ども家庭相談課から子ども相談センターに名称変更し、子どもに関する総合相談窓口を設置し、多様な相談ニーズに対応可能なワンストップサービスを提供するため、学校教諭・幼稚園教諭・保育士・保健師・臨床心理士などの多様な専門職を配置し、相談体制を強化しました。

◆放課後児童クラブの整備

入所希望者の増加に対応するため、放課後児童クラブの整備を進めました。平成 25 年度の 19 クラブから、令和元年度には 25 クラブに増え、また、平成 29 年度からは、夏季限定放課後児童クラブを開設したことで、令和元年度に待機児童が解消されました。

第 1 期計画の主な取り組み

◆産後ケア事業の充実

妊娠中から産後の不安定な時期に切れ目のない支援（主にうつ予防）を行うため、平成 30 年度より保健師等の専門的な相談支援として、産婦健康診査及び産後ケア事業を開始しました。健診費用及び事業利用費用を助成しました。

◆一般・特定不妊治療費助成、不妊治療相談等

平成 27 年度より男性不妊治療費の助成を開始し、平成 31 年度には対象者を拡充しました。平成 28 年度は不育治療費では、助成の開始および対象となる治療内容等の拡充を行い、また、特定不妊治療費助成では、対象年齢と回数を拡充しました。

◆子ども医療費助成費制度

子どもの通院及び入院に伴う保険診療医療費の自己負担金の無料化について、平成 29 年度から、対象年齢を 0 歳から中学 3 年修了時から高校 3 年修了時まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減しました。

◆小学校 1 年生学校生活安定事業（小 1 サポーター）

義務教育初年度の子どもが、円滑な集団生活への適応ができるように支援しました。平成 30 年度に小学校に配置する支援員を 13 人から 26 人に増員し、令和元年より小学校 1 年全学級に配置（39 人）し、1 年生が安定して過ごせる環境づくりを行いました。

【方針 3】配慮が必要な子どもや家庭への支援

◆発達障害児支援事業

幼児期から学齢期への移行支援として、平成 30 年度より、あしすとファイルの配付や学校訪問などを開始したことにより、移行の際の情報共有などがよりスムーズになりました。

◆養育支援訪問事業

こども相談センターにおいて、平成 27 年度から 2 名の職員で、支援を必要とする家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言、その他必要な支援を行いました。平成 29 年度に職員を 3 名に、令和元年度は 4 名に増員し、より必要な家庭にいきわたるように体制を整えました。

【方針 4】仕事と家庭のバランスのとれた就労環境づくり

◆一時預かり事業

保護者の急病などに対応するため、在園児以外の子どもを対象とした一時預かりを行いました。

◆病児・病後児保育事業の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、認可保育所 3 園で、病気の回復期にある子どもの一時的な保育を行いました。平成 29 年 10 月より 1 園で、病後児保育に加えて病児保育を実施しました。